

無機シアン化合物の運搬容器に関する国際規則(IMDG Code)との比較

	条文	毒物及び劇物取締法施行令 (容積1000L以上の容器に収納して運搬する場合)	国際規則(IMDG Code)
	40条の2	液体状のものに限る (容器は次の各号に適合するもの又は高圧ガス保安法第44条第1項の容器検査に合格したもの若しくは同項第一号又は第二号に掲げるもの。)	水溶性20%以下(UN1613) (UN1689)
内容積	2項1号	10,000L以下	制限無し
・容器、マンホール、注入口のふたの材質 ・容器の内面の材質 ・弁、配管の材	2項2号 2項6号	JISG3101と同様以上の鋼材 弁、配管は鋼製	標準鋼(6.7.2.1) 国内・国際規則に適合したもの(6.7.2.2.1) 1.運送する物質に十分な耐食性を有するもの 2.運送する物質との化学反応に適応するように処理されたもの 3.耐食性の素材を内張りするか、同等な方法で一体化としたもの
容器、マンホール、注入口のふたの鋼板の厚さ	2項3号	4mm以上	6mm以上(標準鋼) T-14(4.2.4.2.6) 標準鋼以外の金属の板厚は計算式による(6.7.2.4.6)
水圧試験の圧力	2項4号	294kPa以上	6bar(600kPa)以上(4.2.4.2.6) 設計圧力の1.5倍以上(6.7.2.1 6.7.2.3.2)
防波板	2項5号	2000L以上の容器の内部に設置	積載率20%以下又は80%以上の場合は不要 (20%を越え、80%未満の場合7500L以内毎に区画又は防波板を設ける) (4.2.1.9.6)
防護枠	2項7号	厚さ2.3mm以上の鋼製性山形防護枠	付属設備は運送中、操作中の損傷の危険から保護するよう配置しなければならない。外装排出部品、内部弁等は外力によってねじ切られる危険から保護されなければならない。(6.7.2.5.1)
断熱材		規定無し	胴体の「設計温度範囲」は輸送される物質の周囲条件のもとで-40°Cから+50°Cとしなければならない。(6.7.2.1)
弁の位置		規定無し	下弁禁止 (4.2.4.2.6)

注:(毒物及び劇物取締法施行令第40条の2に規定する事項との比較)